

開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産の課税標準に係る特例措置が新設されたことに
関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたし
ます。

開成町条例第 号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～14（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>15 法附則第15条第2項第1号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7） 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合にあつては、7分の6</u></p> <p><u>（8） 法附則第15条第25項第3号イに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</u></p> <p><u>（9） 法附則第15条第25項第3号ロに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</u></p> <p><u>（10） 法附則第15条第25項第3号ハに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</u></p> <p><u>（11） 法附則第15条第25項第4号イに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</u></p> <p><u>（12） 法附則第15条第25項第4号ロに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</u></p> <p><u>（13） 法附則第15条第25項第4号ハに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</u></p> <hr/> <p>（14）・（15）（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～14（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>15 法附則第15条第2項第1号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（7） 法附則第15条第25項第2号イに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>（8） 法附則第15条第25項第2号ロに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>（9） 法附則第15条第25項第2号ハに規定する条例で定める割合にあつては、4分の3</p> <p>（10） 法附則第15条第25項第3号イに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>（11） 法附則第15条第25項第3号ロに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>（12） 法附則第15条第25項第3号ハに規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>（13） 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合にあつては、2分の1</p> <p>（14）・（15）（略）</p>

改正後	改正前
16～27 (略)	16～27 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の開成町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。